

令和 7 年第 2 回霧島市農業委員会定例会総会			
日 時	令和 7 年 2 月 28 日（金） 13 時 35 分		
出席農業委員 （19 名）	1 番	有 村 祐 亮	
	2 番	岡 村 勝 敏	
	3 番	鎌 田 陽 一	（会長職務代理者）
	4 番	中 園 真 一	
	5 番	上 原 雄 二	
	6 番	清 水 和 子	
	7 番	尾 谷 光 幸	
	8 番	長 崎 恵里子	
	9 番	笹 峯 久 雄	
	10 番	常 盤 信 一	
	11 番	二月田 努	
	12 番	竹ノ内 裕 子	
	13 番	中 村 優 志	
	14 番	相 良 悟	
	15 番	肥 後 亮 子	
	16 番	東 鶴 昭 雄	
	17 番	山之内 悟	
	18 番	今 村 浩 一	
	19 番	槐 島 睦 夫	（会 長）
欠席委員 （0 名）			
事 務 局振興 農地グループ	事務局長 池田 康一郎	グループ長 秋窪 貴洋	サブリーダー 横山 伸一
	サブリーダー 剥岩 泰三	主任主事 富田 真宏	主 事 福迫 和真
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）及び農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について 2 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第 5 条事業計画変更申請の処分決定」について		

開 会 午後 13 時 35 分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和 7 年第 2 回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は 19 名です。よって本会は、農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は3番委員と4番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは早速議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」について議題とします。農用地利用集積計画案等を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転8件、利用権設定220件、中間管理権設定2件、合計230件について、市長から意見を求められています。 また、農地法第18条第6項の解約通知が70件提出されています。これらにつきまして、農地利用最適化推進会において審議されていますので、事務局へ一括して報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農用地利用集積計画（案）及び農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転8件、筆数17筆、面積34,817㎡。利用権設定220件、筆数386筆、面積701,556㎡。農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定2件、筆数4筆、面積10,888㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が18件提出されていますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、隼人1を7番委員。
7番委員	2号1番。申請地は中城公民館の北東に位置し、現況は畑と一部不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山2を8番委員。
8番委員	2号2番。申請地は3か所ありまして、申請地の田は杉渡集会施設の東、北東に位置し、現況は田である。畑は、堀之頭公民館の南西、西に、下牧之原地区公民館の南に位置し、現況は

	畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分3を3番委員。
3番委員	2号3番。申請地は、国分南中学校の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分4を17番委員。
17番委員	2号4番。申請地は上之段・塚脇・平山地区コミュニティ広場の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に国分5、6を18番委員。
18番委員	2号5番。申請地は青葉小学校の南に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号6番。申請地は市営名波ハイタウンの北東に位置し、現況は梅畑である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人7を5番委員。
5番委員	2号7番。申請地は川尻公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業するものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人8、9を12番委員。
12番委員	2号8番。申請地は剣之宇都公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号9番。申請地は西光寺公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思

	われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人 10、11 を 13 番委員。
13 番委員	2 号 10 番。申請地は埴上公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 11 番。申請地は隼人西インターチェンジの北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、横川 12 を 2 番委員。
2 番委員	2 号 12 番。申請地は山之口公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川 13 を 16 番委員。
16 番委員	2 号 13 番。申請地は上深川自治公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 14、15 を 6 番委員。
6 番委員	2 号 14 番。申請地は安良小学校の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2 号 15 番。申請地は田方公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく牧園 16 を 8 番委員。
8 番委員	2 号 16 番。申請地は万膳小学校の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に霧島 17 を 7 番委員。
7 番委員	2 号 17 番。申請地は入水自治公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。申請地には

	所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に福山18を19番委員に代わり15番員。
15番委員	2号18番。申請地は上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。国分4の申請における交換地です。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、議案について許可することに決定しました。

△ 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が11件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査員の報告を求めます。 まず国分1、2を10番委員。
10番委員	3号1番。申出地は市営寺馬場住宅の北に位置し、現況は駐車場である。なお、平成25年頃、駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農用地区域は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするもので、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3号2番。申出地は市営寺馬場住宅の北西に位置し、現況は駐車場である。平成19年頃、駐車場にしてしまったという経緯書が添付されています。農用地区域は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場で実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分3、4を18番委員。
18番委員	3号3番。申出地は木原小学校の北に位置し、現況は造成済みである。なお、年月日不詳で造成済みにしてしまったという経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫1棟、肥料タンク、農業資材置場、駐車場を建設するものであり、すでに実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3号4番。申出地は北永野田駅の南西に位置し、現況は不耕作地である。なお、相続時には山林、原野化していたという経緯書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農

	地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であることため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 5 を 5 番委員。
5 番委員	3 号 5 番。申出地は上野公民館の南に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳で植林済みで経緯書が提出されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人 6 を 12 番委員。
12 番委員	3 号 6 番。申出地は高畑公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺 7 を 14 番委員。
14 番委員	3 号 7 番。申出地は溝辺家畜検査場の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にし、クヌギ 700 本植林するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。本土地は、鹿の食害で大被害を受けるため作付けができないとのことでした。以上です。
議長（会長）	次に、横川 8 を 16 番委員。
16 番委員	3 号 8 番。申出地は崎山自治公民館の南に位置し、現況は太陽光発電施設である。なお、平成 26 年 12 月頃太陽光発電施設にしてしまったと始末書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、既に実行済みである。また、隣接地の雑種地及び宅地の 42,342.32 m ² を一体利用する者で、全体計画面積は 43,655.32 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 9、10 を 8 番委員。
8 番委員	3 号 9 番。申出地は中津川 3 区公民館の北西に位置し、現況は資材置場、倉庫 1 棟が建設済みである。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場、倉庫 1 棟を建設するものであるが、実行済みで始末書が添付されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 3 号 10 番。申出地は中津川 6 区公民館の東に位置し、現況は造成済みである。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場、貸駐車場を建設するものであるが、既に実行済みで始末書が添付されている。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。

議長（会長）	次に、霧島 11 を 7 番委員。
7 番委員	3 号 11 番。申出地は持松 1 区公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため、実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 17 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、溝辺 15 につきましては、議事参与となりますので、別途審議することにいたします。それでは調査委員の報告を求めます。 国分 1 から 5 を 3 番委員。
3 番委員	4 号 1 番。申請地は野口公民館西集会所の西に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。 4 号 2 番。申請地は市営松木住宅の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲 3 区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。 4 号 3 番。申請地は有下公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。 4 号 4 番。申請地は市営南京塚住宅の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲 4 区画、通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。 4 号 5 番。申請地は市営南京塚住宅の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲 9 区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地の 0.14

	m²を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は 2,389.14 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 6 を 10 番委員。
10 番委員	4 号 6 番。申請地は府中地区公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 7、8 を 5 番委員。
5 番委員	4 号 7 番。申請地は宮内小学校の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4 号 8 番。申請地は隼人公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 4 区画、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地等の 232.83 m²を一体利用するものでその同意は得られている。全体計画面積は 1,179.83 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人 9 を 12 番委員。
12 番委員	4 号 9 番。申請地は表木山駅の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地、公衆用道路の 3,120 m²を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は 4,356 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人 10 から 13 を 13 番委員。
13 番委員	4 号 10 番。申請地は小浜小学校の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4 号 11 番。申請地は隼人西インターチェンジの東に位置し、現況は造成済みである。なお、平成 29 年度頃造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の 300m 以内農地に該当するものと思われる。転用目的は既存施設拡張をするものであり、既に実行済みである。隣接する 5 条許可地 2,683.46 m²を一体利用するもので、全体計画面積は 3,707.46 m²である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。

	4号12番。申請地は松山公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅2棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号13番。申請地は市営稲荷団地の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺14を9番委員。
9番委員	4号14番。申請地は県営空港南タウンの南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺16を14番委員。
14番委員	4号16番。申請地は陵南中学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川17を16番委員。
16番委員	4号17番。申請地は木浦公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、溝辺15を除く本議案について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は溝辺15を除き許可することに決定しました。次に、溝辺15を審議いたしますので、11番委員は退席をお願いします。
	〔11番委員退席〕
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。 溝辺15を14番委員。
14番委員	4号15番。申請地は宮川内公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他の一般基準も満たしていることか

	ら転用はやむをえないと思われる。高低差がある法面が大きく崩れていること、獣害がひどく、牧草地として貸そうとしたが困難であって、山林にしたいとのことでした。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了します。お諮りします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、溝辺15について「許可」とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、許可することに決定しました。11番委員の退席を解きます。11番委員は着席をお願いします。
	〔11番委員着席〕
議長（会長）	11番委員に報告いたします。溝辺15につきましては、「許可」することに決定いたしました。 本議案は全て許可することに決定しましたので、3月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件については、意見聴取をいたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条事業変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第5条事業計画変更申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による事業計画変更申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 牧園1を9番委員。
9番委員	5号1番。申請地は大茶樹公園の南西に位置し、現況は一部を除き実行済みである。今回の転用目的は宅地分譲162区画、建売住宅4棟、太陽光発電施設、公園、山林にするものである。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。山林については既に山林化しておりそのまま管理を行うとのことでした。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条事業計画変更申請の処分決定」について、県に対し妥当であると進達することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は妥当であると進達することに決定しました。 以上で、令和7年第2回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。 次に、「その他」はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないので、以上で令和7年第2回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午後14時30分